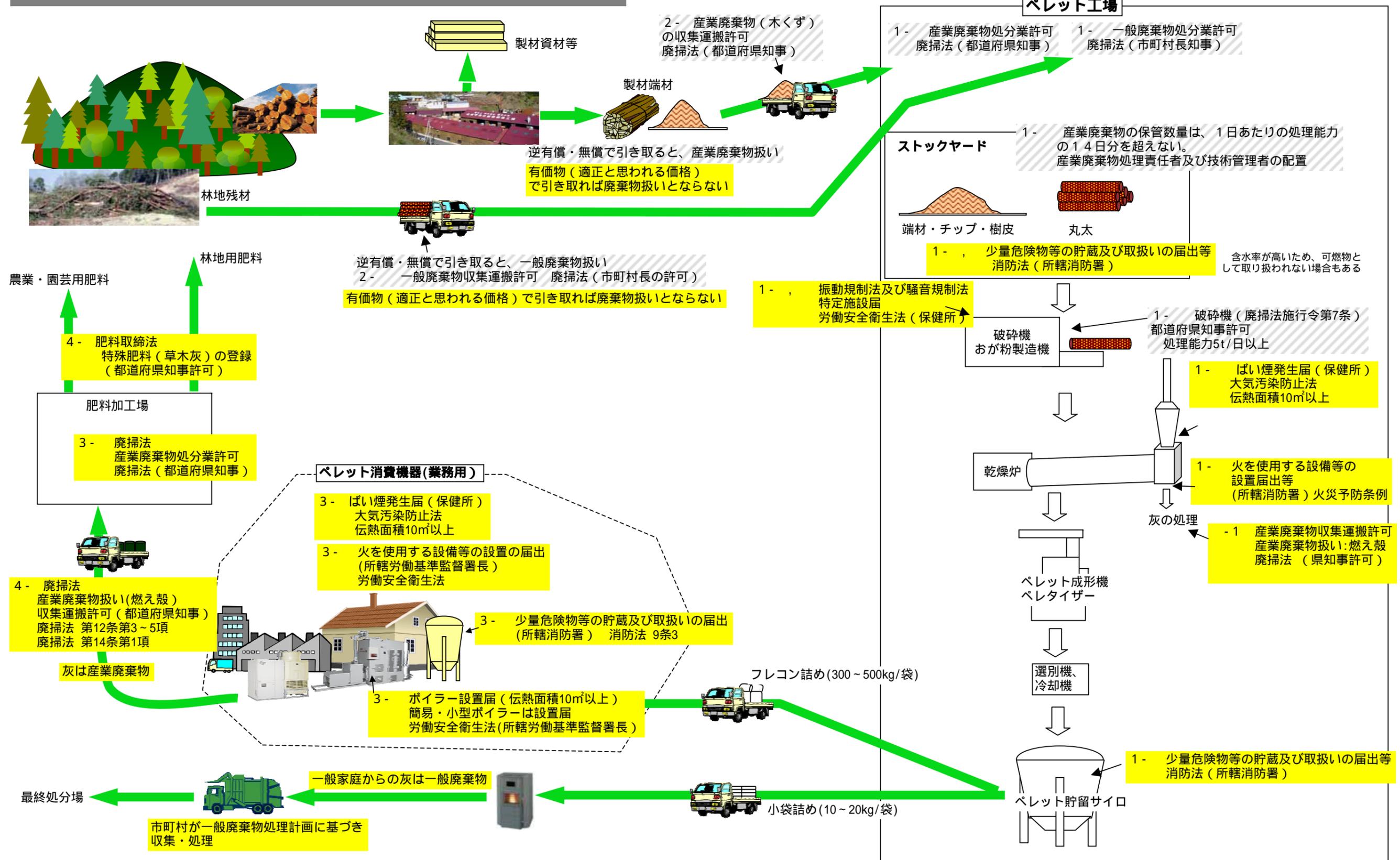


# 木質バイオマス事業関係の法規制(届出)

一般的には、収集した材料が有価物として取引されていれば、廃掃法に関する斜線項目の許可・届出は不要であるが、無償・逆有償で収集したときは必要となる。



廃掃法 = 廃棄物の処理及び清掃に関する法律